

桶屋事務所だより



編集 発行人
桶屋税理士事務所
 税理士 **桶屋泰三**
 〒930-0096
 富山市舟橋北町7-15
 TEL 076(441)2322・FAX 076(441)1999
<http://okeya.zei-mu.jp>

役員社宅の

通常の賃貸料の評価

Q 会社が所有する住宅を役員に対し無償又は低額で貸与している場合には、どのような

な方法で通常の賃貸料を評価して現物給与として課税される金額を計算すればよいのでしょうか？

A その住宅の広さによって、賃貸料の評価方法が異なります。会社が役員に対して貸与した住宅等に係る「通常の賃貸料の額」(月額)は、その住宅の広さに応じ、次の算式により計算した金額とされています。

その住宅の広さに応じて、通常の賃貸料を評価して現物給与として課税される金額を計算すればよいのでしょうか？

- (1) (2)に掲げる小規模住宅等以外の住宅等の場合
 下記の算式により計算します。
- なお、その住宅等が他から借り上げた住宅等である場合には、会社がその借上住宅等の賃借料として支払った金額のうちいずれか多い金額が「通常の賃貸料の額」とされます。

なお、使用人社宅の場合には、実際に徴収する家賃の額が「通常の賃貸料の額」の五〇%相当額以上であれば経済的利益はないものとされていますが、役員社宅の場合はこのような取り扱いはありませんので注意が

(2) 小規模住宅等の場合
 貸与した家屋の床面積(二以上の世帯を収容する構造の家屋については、一世帯として使用する部分の床面積)が一三二㎡(木造家屋以外の家屋については九九㎡)以下であるものについては、下記の算式により評価することとなります。

【算式】

$$\{ \text{家屋の固定資産税課税標準額} \times 12\% (\text{木造家屋以外} 10\%) + \text{敷地の固定資産税課税標準額} \times 6\% \} \times 1/12$$

【算式】

$$\text{家屋の固定資産税課税標準額} \times 0.2\% + 12\text{円} \times \text{家屋の総床面積} \text{m}^2 / 3.3\text{m}^2 + \text{敷地の固定資産税課税標準額} \times 0.22\%$$

必要です。
 また、単に固定資産税の課税標準だけを評価基準にする前記算式では、その社宅相互間において実質的な利用価値を反映しない賃貸料が決定される恐れがあります。
 そこで、複数の社宅について徴収する賃貸料の額を、

会社において合理的な基準で調整(いわゆるプール計算)し、これによって賃貸料を徴収している場合には、この調整後の賃貸料の額の合計額が個々の社宅につき評価した通常の賃貸料の額の合計額以上である場合には、これらの社宅のすべてについて「通常の賃貸料の額」で徴収が行われているものとして取り扱われます。もともと、一部の特定の者から全く賃貸料を徴収しないといった恣意的な方法によってプール計算されているときには、この方法は認められません。また、このプール計算は、役員社宅グループと使用人社宅グループを完全に分離してプール計算をしなければなりません。

なお、社宅の貸付に対して徴収した賃貸料は、消費税の計算上、非課税資産の譲渡等とされます。

平成20年度

減価償却制度 改正のポイント

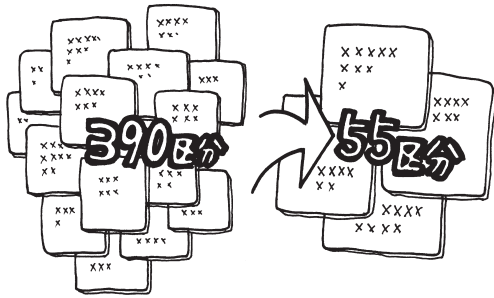
平成十九年度税制改正において、新規取得資産につき法定耐用年数経過時点で残存簿価一円まで償却可能とし、既存資産につき「償却可能限度額（九五％）」を撤廃する抜本的見直しが実現しましたが、本年度も引続き次の点が改正されました。

1 耐用年数の見直し

減価償却資産の使用実態を踏まえ、法定耐用年数が機械及び装置を中心に、大幅に改正されています。

この改正は、新たに取得する減価償却資産に限らず、既存の減価償却資産にも平成二十年四月一日以後に開始する事業年度から適用されています（下表参照）耐用年数表より抜粋）。

機械・装置は、日本産業分類に合わせて三九〇区分 五五区分まで整理したものです。



2 耐用年数の短縮申請の簡素化

耐用年数の短縮特例の適用を受けた減価償却資産と同種の資産を取得した場合等に、改めて承認申請することが必要なくなる（届出制となる）などの改正が行われています。

減価償却資産の耐用年数表（機械及び装置の耐用年数表）

番号	用途	細目	耐用年数
1	食料品製造業用設備		10
2	飲料・たばこ・飼料製造業用設備		10
3	繊維工業用設備	炭素繊維製造設備	
		黒鉛化炉	3
		その他の設備	7
4	木材・木製品(家具を除く)製造業用設備		8
5	家具・装備品製造業用設備		11
6	パルプ・紙・紙加工品製造業用設備		12
7	印刷・同関連業用設備	デジタル印刷システム設備	4
		製本業用設備	7
		新聞業用設備 モノタイプ、写真又は通信設備	3
		その他の設備	10
8	化学工業用設備	臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物製造設備	5
		塩化りん製造設備	4
		活性炭製造設備	5
		ゼラチン又はにかわ製造設備	5
		半導体用フォトリソスト製造設備	5
		フラットパネル用カラーフィルター、偏光板又は偏光板用フィルム製造設備	5
		その他の設備	8
9	石油製品・石炭製品製造業用設備		7
10	プラスチック製品製造業用設備(他の号に掲げるものを除く)		8
11	ゴム製品製造業用設備		9
12	なめし革・同製品・毛皮製造業用設備		9
13	窯業・土石製品製造業用設備		9
14	鉄鋼業用設備	表面処理鋼材若しくは鉄粉製造業又は鉄スクラップ加工処理業用設備	5
		純鉄、原鉄、ベースメタル、フェロアロイ、鉄素形材又は鑄鉄管製造業用設備	9
		その他の設備	14
15	非鉄金属製造業用設備	核燃料物質加工設備	11
		その他の設備	7
16	金属製品製造業用設備	金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製ネームプレート製造業用設備	6
		その他の設備	10

番号	用 途	細 目	耐用年数
17	はん用機械器具製造業用設備		12
18	生産用機械器具製造業用設備	金属加工機械製造設備 その他の設備	9 12
19	業務用機械器具製造業用設備		7
20	電子部品・デバイス・電子回路製造業用設備	光ディスク 追記型又は書換え型のものに限る 製造設備 プリント配線基板製造設備 フラットパネルディスプレイ、半導体集積回路又は半導体素子製造設備 その他の設備	6 6 5 8
21	電気機械器具製造業用設備		7
22	情報通信機械器具製造業用設備		8
23	輸送用機械器具製造業用設備		9
24	その他の製造業用設備		9
25	農業用設備		7
26	林業用設備		5
27	漁業用設備(次号に掲げるものを除く)		5
28	水産養殖業用設備		5
29	鉱業、採石業、砂利採取業用設備	石油又は天然ガス鉱業設備 坑井設備 掘さく設備 その他の設備	3 6 12 6
30	総合工業用設備	その他の設備	6
31	電気業用設備	電気事業用水力発電設備 その他の水力発電設備 汽力発電設備 内燃力又はガスタービン発電設備 送電又は電気事業用変電若しくは配電設備 需要者用計器 柱上変圧器 その他の設備 鉄道又は軌道事業用変電設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	22 20 15 15 15 18 22 15 17 8
32	ガス業用設備	製造用設備 供給用設備 鋳鉄製導管 鋳鉄製導管以外の導管 需要者用計量器 その他の設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	10 22 13 13 15 17 8
33	熱供給業用設備		17
34	水道業用設備		18
35	通信業用設備		9
36	放送業用設備		6
37	映像・音声・文字情報制作業用設備		8
38	鉄道業用設備	自動改札装置 その他の設備	5 12
39	道路貨物運送業用設備		12
40	倉庫業用設備		12
41	運輸に附帯するサービス業用設備		10
42	飲食料品卸売業用設備		10
43	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業用設備	石油又は液化石油ガス卸売用設備(貯蔵を除く) その他の設備	13 8
44	飲食料品小売業用設備		9
45	その他の小売業用設備	ガソリン又は液化石油ガススタンド設備 その他の設備	8 10
46	技術サービス業(他に分類されないもの)用設備	計量証明業用設備 その他の設備	8 14
47	宿泊業用設備		10
48	飲食店用設備		8
49	洗濯・理容・美容・浴場業用設備		13
50	その他の生活関連サービス業用設備		6
51	娯楽業用設備	映画館又は劇場用設備 遊園地用設備 ボート場用設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	11 7 13 17 8
52	その他の教育、学習支援業用設備	教習用運転シミュレータ設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	5 17 8
53	自動車整備業用設備		15
54	その他のサービス業用設備		12
55	前掲の機械及び装置以外のもの 並びに前掲の区分によらないもの	主として金属製のもの その他のもの	17 8

未払の寄付金や 仮払の寄付金等の計上時期

Q 当社は、同業者団体が募集する寄付に賛同し300万円を寄付することとしました。寄付金申込書に署名したので取り消しは認められません。ただし、資金繰りの関係で再来年までの3年間毎年5月1日に100万円ずつ3回に分割して行うこととしましたので、当年度は100万円だけを支払っています。この支払の際、残りの200万円については未払計上しました。

この場合の当年度の寄付金は300万円として寄付金の損金算入限度額を計算すればよろしいのでしょうか？

A 寄付金は、贈与契約であり、実際に贈与が履行されたときに税務上の処理をすることとなります。

寄付金の支出は、各事業年度の所得の金額の計算についてはその支払いがされるまでの

間なかったものとされています。その理由は、未払いの寄付を認めると寄付金の損金算入限度額の大きい事業年度に寄付金を計上しておき、支出はその後にするといった所得金額の調整がなされる可能性があるからです。

なお、寄付金の支払とは、法人が寄付金を現実に支払ったことをいうのですから、手形の振出しは、現実の支払には該当しません。

また、寄付金の仮払いについては、寄付金は支払った事業年度において支出したのものとして寄付金の損金不算入の規定を適用することとされていますので、現実に支払った事業年度に寄付金として取り扱います。

したがって、ご質問の場合は、当年度で300万円の全額を寄付金として取り扱うことは認められず、1年目、2年目、3年目の各事業年度において100万円ずつを寄付金として取り扱われることとなります。逆に言えば、どのような経理をしても税務上の取扱いは変わることがなく、所得金額を調整することはできません。

障害に基因して退職した場合の退職所得控除額の計算

退職者が在職中に所得税法に規定する障害者になったことにより、その日以後ほとんど勤務に復さず退職した場合、その者の退職所得控除額は、原則として、通常の退職所得控除額に100万円を加算した金額とされています。

なお、次に掲げる場合には、障害者に該当するものとして取り扱われます。

障害者に該当することとなった後一応勤務に復したが、平常の勤務に復することができないままその勤務に復した後概ね六か月以内に退職した場合

障害者に該当することとなった後一応平常の勤務には復したが、その勤務に耐えられないで、その勤務に復した後概ね二か月以内に退職した場合

新設法人の 納期の特例の適用開始時期

Q 当社は本年4月5日に設立した新設法人です。設立と同時に源泉所得税の納期の特例の承認申請書を提出しましたが、4月分の給与に係る源泉所得税からこの特例の適用を受けることができるのでしょうか？

A 貴社の場合、5月分の給与からこの特例の適用を受けることができます。つまり、4月分給与に係る源泉所得税は原則通り5月10日に納付しなければなりません。

この取扱いの根拠は、「申請書の提出があった場合に、その申請日の属する月の翌末日までに承認または却下の処分がなかったときには同日において承認されたものとみなす」と所得税法に定められているところに拠ります。

設立1期目で慌ただしいと思いますがご注意ください。